

倫理規程

公益財団法人神戸大学六甲台後援会（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、国立大学法人神戸大学が世界の学界との交流を促進し、世界の学界に寄与するために行う学術活動の促進及び教育研究の振興に対し、物的及び財的な支援を行い、もって学術の発展と教育の充実に貢献してきた。

特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも一層重要性を増してきており、この法人も、この時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識の下、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うため、自主的に以下の倫理規程を設け、その徹底を図り遵守することとした。

この法人の全ての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（目的）

第1条 この規程は、この法人が、公正かつ適切に事業活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第2条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関係法令及びこの法人の定款並びに倫理規程その他の規定を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第5条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその時日の開示その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第7条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者を始めとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報保護）

第8条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊

重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第 9 条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 1 0 条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人神戸大学六甲台後援会の設立登記の日（平成 2 3 年 4 月 1 日）から施行する。